



2022年3月2日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 旅 工 房
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 高 山 泰 仁

(コード番号：6548 東証マザーズ)

問い合わせ先 執 行 役 員 岩 田 静 絵
コーポレート本部長

TEL. 03-5956-3044

当社グローバル・アライアンス部門における Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会からの調査報告書の受理について

このたび、2022年2月4日付「当社グローバル・アライアンス部門における Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会設置のお知らせ」で公表させていただいたとおり、当社グローバル・アライアンス部門において、Go To トラベル事業のルールに適合しない取引が存在したという疑いの事実解明のために設置した調査委員会から、本日、調査報告書（別紙参照）を受理いたしました。以下にて、その概要をお知らせいたします。

記

1. 調査委員会からの調査結果概要

調査報告では、当社が法人顧客から提案され、販売した受注型企画旅行商品（以下、本件旅行商品）に関して、実際に宿泊しなかった旅行者（不泊者）が多数存在したこと、及び宿泊付帯商品料金（研修料金）が宿泊付帯商品の内容又は原価に比して著しく高額であった可能性が高いという事実が認められましたが、当社が不当な利得を得ようという目的のために利用されたという可能性はあっても、少なくとも、当社が自ら本件旅行商品の「不適切」な催行実態に加功し又は積極的に関与した事実は発見されておりません。なお、当社が本事案において、Go To トラベル事務局に対して計上している債権の総額は6億3,056万円であり、仕入先に対して計上している債務の総額は3億1,370万円であり、返還を求められる可能性のある地域共通クーポンの総額は、9,362万円であります。

2. 今後の対応について

このたびの調査報告の内容を厳粛に受け止め、今後、当社方針等につきましては速やかに対応してまいります。引き続き Go To トラベル事務局への相談も含め本事案に関わる情報提供の協力を継続し

てまいります。

3. 業績に対する影響について

連結業績に与える影響の詳細に関しては、このたびの調査報告を踏まえ現在精査中です。影響額が確定次第速やかに公表いたします。

以上

調 査 報 告 書

(開 示 版)

2022 年 3 月 2 日

株式会社旅工房
外部調査委員会

2022年3月2日

株式会社旅工房 御中

株式会社旅工房外部調査委員会

西村あさひ法律事務所

弁護士 高 橋 宏 達

弁護士 長 瀬 純 平

弁護士 崎 香 織

調 査 報 告 書

貴社の御依頼に基づき当委員会が行った調査の結果を、以下のとおり御報告いたします。

目 次

	頁
第1 外部調査委員会.....	5
1. 設置に至る経緯.....	5
2. 構 成	6
3. 調査の目的及び対象.....	6
4. 調査の方法	6
5. 調査の限界及び制約.....	7
6. 小 括	7
第2 本 論	8
I GoTo トラベル事業及び本件旅行商品に関連する法令等の概要.....	8
1. GoTo トラベル事業の概要.....	8
2. 本件旅行商品に関連する法令等の概要.....	9
II 本件旅行商品の内容及び催行実態.....	11
1. 本件旅行商品の概要.....	11
2. 本件旅行商品の催行に至るまでの経緯.....	11
3. 本件旅行商品の特殊性.....	17
4. 本件旅行商品の催行実態の特殊性.....	19
5. 本件旅行商品又はその催行実態の不適切性の存否.....	22
III 同種・類似の案件の不存在.....	36
IV 原因・再発防止策.....	36
1. 旅行代金割引額の回収不能の可能性.....	36
2. 原因分析	37
3. 再発防止策	40

別 紙

- 別紙1 聴取調査対象者一覧
- 別紙2 本件旅行商品に関する取引の概要
- 別紙3 ホテル別の実泊数・不泊数

法人名・個人名の略称

本報告書に用いる法人及び個人の略称の意味は、本報告書に別段の定義のない限り、次表に記載のとおりである。

法人

略称	商 号
TBK 社	株式会社旅工房
ミキ社	株式会社ミキ・ツーリスト
JPH 社	株式会社ジャパンホリデートラベル
JHAT 社	株式会社 JHAT
AA 社	□□□□□
BB 社	□□□□□
CC 社	□□□□□
DD 社	□□□□□
EE 社	□□□□□

個人

略称	氏 名
高山氏	高山 泰仁 (TBK 社代表取締役会長兼社長)
前澤氏	前澤 弘基 (TBK 社取締役執行役員)
菊池氏	菊池 直俊 (TBK 社取締役)
山崎氏	山崎 暢久 (TBK 社常勤監査役)
志村氏	志村 直子 (TBK 社社外監査役)
岩田氏	岩田 静絵 (TBK 社執行役員)
aa 氏	□□□□□ (TBK 社従業員)
平林氏	平林 朗 (JHAT 社代表取締役社長・元 TBK 社社外取締役 (2021 年 12 月 14 日まで))
bb 氏	□□□□□
cc 氏	□□□□□ (BB 社代表取締役社長・元 DD 社代表取締役 (2021 年 3 月 31 日まで))
dd 氏	□□□□□ (AA 社代表取締役)
ee 氏	□□□□□
ff 氏	□□□□□
gg 氏	□□□□□
hh 氏	□□□□□
ii 氏	□□□□□

第1 外部調査委員会

1. 設置に至る経緯

TBK 社は、2020 年 11 月に、AA 社に対し、サービス産業消費喚起事業（以下「GoTo トラベル事業」という。）に基づく給付金（以下「GoTo 給付金」という。）の対象となる旅行商品として、受注型企画旅行商品（以下「本件旅行商品」という。）を販売し、本件旅行商品に係る旅行は、同月下旬から同年 12 月末までにかけて催行された。

TBK 社は、本件旅行商品の催行にあたって、AA 社に対し、地域共通クーポン（後記第 2 の I に定義する。）を配布するとともに、2021 年 1 月から 2 月にかけて、サービス産業消費喚起事業（GoTo トラベル事業）給付金事務局（以下「GoTo 事務局」という。）に対し、旅行代金割引給付金（後記第 2 の I に定義する。）の受給を申請したところ、同年 10 月、GoTo 事務局から、GoTo 事務局による調査によって実際の宿泊数が申請に係る宿泊数よりも著しく少ないことが判明した旨の指摘を受け、以降、GoTo 事務局からは、TBK 社の役職員が、複数回にわたって、本件旅行商品の企画、販売、催行等の実態についてヒアリングを受け、関連資料の提出を求められるなどしてきた。

そして、2022 年 2 月 4 日には、観光庁が、「GoTo トラベルに関する不適切事案に係る調査状況等について」と題する報道発表を行い、当該報道発表において、ミキ社及び JHAT 社並びに JPH 社及び JHAT 社による GoTo トラベル事業に関する不適切な給付金受給事案について、当該時点までの調査により把握している事実関係を公表するとともに、TBK 社を含む他の複数の会社についても、ミキ社及び JPH 社と同様の「不適切な給付金受給事案に関与している疑いが明らかになった」ため、「事実関係等の全体像の解明に向けた調査を進める」と公表した。

TBK 社も、前記の観光庁による報道発表と同日の 2022 年 2 月 4 日、同日付の「当社グローバル・アライアンス部門における Go To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会設置のお知らせ」にて公表しているとおり、本件旅行商品の企画、販売及び催行並びに本件旅行商品に係る旅行代金割引給付金の受給申請（以下「本件受給申請」という。）及び地域共通クーポンの配布（以下「本件クーポン配布」という。）の経緯、かかる経緯における TBK 社の関与の実態その他の事実関係について精査するため、TBK 社から独立した外部の専門家による調査委員会を設立することとした。

2. 構成

当委員会の構成は、次のとおりである。

委員長	高橋 宏達	西村あさひ法律事務所	パートナー弁護士
委員	長瀬 純平	西村あさひ法律事務所	アソシエイト弁護士
委員	崎 香織	西村あさひ法律事務所	アソシエイト弁護士

3. 調査の目的及び対象

当委員会は、

- ① 本件旅行商品の企画、販売及び催行並びに本件受給申請及び本件クーポン配布の経緯についての事実関係（以下「本件事実関係」という。）を調査したうえ、
- ② (i) 本件旅行商品の内容及び催行実態にどのような「不適切」な点があったか、及び
(ii) 本件事実関係において TBK 社に「不適切」な行為があったかを検討し、併せて、
- ③ 本件旅行商品以外の TBK 社が販売した旅行商品についても、本件旅行商品の場合と類似する問題がなかったかを調査し、
- ④ これらの調査及び検討の結果として TBK 社に何らかの「不適切」な行為又は結果があったと判断される場合には、
 - (i) その原因を分析するとともに、
 - (ii) 同種の行為又は結果の再発を防止するための提言を行うこととした。

4. 調査の方法

(1) 資料収集

当委員会は、TBK 社の役員及び従業員並びに TBK 社外の関係者から本件事実関係に関連する各種の資料（電子メールその他の電子ファイルを含む。）の提出を受け、当該資料を精査した。

(2) 聴取調査

当委員会は、別紙 1 に列挙する関係者から聴取調査を実施した。

(3) 書面回答

当委員会は、聴取調査に応じてもらえなかった TBK 社外の関係者に対して書面による質問を送付し、当該関係者から書面による回答を得た。

(4) 調査期間

当委員会は、2022年2月4日から同年3月1日まで、調査を行った。

5. 調査の限界及び制約

当委員会による調査の実施にあたっては、以下のような限界及び制約があったことに留意されたい。

- ① TBK社は、本件による決算への影響を精査するため、2022年2月10日に予定していた2022年3月期第3四半期の決算発表を延期しているものの、当委員会としては、当委員会による調査の実施が投資家に対して調査の結果との権衡を欠く著しい影響を及ぼすことのないよう、可能な限り、TBK社が、過年度決算書類の修正が必要な場合にはこれを修正したうえで延期後の期限までに決算発表をすることが可能となるよう、迅速に調査を進める必要があった。このように、当委員会による調査は、同種の調査に比しても、極めて限定された時間的制約の下で実施せざるを得なかったものである。
- ② 当委員会のような民間の調査主体による調査では、捜査機関又は行政機関による捜査又は調査と異なり、法令に基づく強制調査権が認められていないことから、関係者に対する聴取調査も、当該関係者の任意の協力が得られなければ実施できず、関係資料についても、公開情報等容易に入手可能な情報以外については、関係者が任意に提出しなければ収集することができないところ、特に本件においては、関連する事案について観光庁から刑事告訴の可能性も示唆されていることもあり、特にTBK社社外の関係者からは、必ずしもすべての関係者から協力が得られたわけではなく、また、限定的な協力しか得られなかったものも少なくない。このように、当委員会による調査は、捜査機関又は行政機関による捜査又は調査に比しても、また、同種の調査に比しても、大きな手法的限界の下で実施せざるを得なかったものである。

6. 小 括

調査の目的及び対象の限定並びに調査における方法的及び時間的な制約に鑑み、本報告書は、あくまで当委員会がリーズナブル・エフォート・ベースで行った調査の結果を報告するものであり、当委員会は、本報告書の記載内容に関し、何人に対しても、それ以上の法的責任を負うものではない。

以上を前提として、当委員会が行った調査の結果を、以下のとおり報告する。

第2 本 論

I GoTo トラベル事業及び本件旅行商品に関連する法令等の概要

1. GoTo トラベル事業の概要

(1) GoTo トラベル事業の目的¹

GoTo トラベル事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、地域経済全体が深刻な状況に追い込まれているため、給付金による多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く利用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすことを目的としていた。

(2) GoTo 給付金の種類²

GoTo 給付金は、旅行代金総額の 50%相当額とされ、旅行代金総額の 35%相当額が旅行代金割引（以下「旅行代金割引給付金」という。）として給付され、旅行代金総額の 15%相当額が地域共通クーポン（以下「地域共通クーポン」という。）として給付されるものとされていた。

また、宿泊を伴う旅行（宿泊旅行）の場合の GoTo 給付金の上限は、1 人 1 泊当たり 20,000 円、そのうち旅行代金割引給付金が 14,000 円、地域共通クーポンが 6,000 円とされていた。

(3) GoTo 給付金の給付方法³

GoTo トラベル事業に参画するために、まず、給付枠申請を行い、参画事業者となる必要があった。

参画事業者は、月次報告として、月 1 回の申請の場合は、各月 1 日から 30 日帰着分を翌月 1 日から 15 日の期間に、①給付金請求書兼月次報告書、②実績内訳

¹ 「サービス産業消費喚起事業（GoTo トラベル事業）旅行会社・OTA 等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領」（以下「事業者向け取扱要領」という。）1.(1)

² 事業者向け取扱要領 1.(6)

³ 事業者向け取扱要領 2.(1)、「GoTo トラベル事業取扱マニュアル<旅行者用>令和 2 年 10 月 15 日<Ver.4>」（以下「取扱マニュアル」という。）4 の 1.・2.

シートを GoTo 事務局に提出し、③必要事項⁴を記載した帳票及び行程表、日程表、パンフレットに記載の行程のコピー又は旅行の行程がわかる書類を保管する必要があった。

GoTo 事務局は、月次報告を受けて給付金の請求があった場合は、内容を精査のうえ、適正な内容であると確認した日から 30 日以内に、旅行業者の指定口座に給付金を振り込むものとされていた。

(4) GoTo 給付金の給付条件⁵

GoTo 給付金の給付条件は、①事業者向け取扱要領の規定に従うこと、②参画事業者は、本事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと、③参画事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、GoTo 給付金の給付を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しておくこと、とされていた。

2. 本件旅行商品に関連する法令等の概要

(1) 宿泊付帯商品の料金が通常の宿泊料金の水準を超える旅行商品について

観光庁は、2020 年 11 月 6 日以降の予約販売分より（合宿免許プランについては同月 1 日以降の申込み分より）、次のような「宿泊付帯商品の料金が通常の宿泊料金の水準を超える旅行商品」について、GoTo 給付金の対象外とすることとした⁶。

- ・ 通常の宿泊料金を著しく超える館内のルームサービス、食事等いつでも利用できるホテルクレジット付の宿泊プラン
- ・ 通常の宿泊料金を著しく超える商品付の宿泊プラン
- ・ 合宿免許プラン、ヨガライセンス講習付宿泊プラン、英会話講習付宿泊プラン、ダイビング免許付宿泊プラン

(2) 実際の宿泊がない場合について

GoTo トラベル事業に関する法令には、実際の宿泊がない場合には GoTo 給付金の

⁴ 例えば、取扱マニュアル及びモデル様式には、下記項目が記載される必要があるとされている。
①予約を特定する番号や契約者名等、②旅行開始日、③行き先都道府県、④申請者名（旅行者（代表者））⑤給付対象宿泊日数、⑥宿泊者数（合計）、⑦人数（居住地が東京都以外の人）。⑧合計旅行・宿泊代金（割引前代金計）、⑨旅行・宿泊代金割引額、⑩割引後の支払額、⑪宿泊施設名

⁵ 事業者向け取扱要領 2.(5)

⁶ GoTo 事務局の参画事業者に対する 2020 年 10 月 23 日付通知（以下「10 月 23 日付通知」という。）及び観光庁の GoTo 事務局に対する 2020 年 10 月 29 日付「事務連絡」（以下「10 月 29 日付事務連絡」という。）

対象外である旨の明示の規定はないものの、事業者向け取扱要領には、当初から、給付対象商品であっても、「施設や旅行を予約したが、実際には利用しないいわゆる『ノーショウ』と呼ばれる行為」に該当するものは、GoTo 給付金の対象外とする旨が定められていた⁷。また、GoTo トラベル事務局が 2020 年 10 月 30 日に公開した Youtube の説明動画⁸において、団体旅行等の受注型企画旅行の場合は、旅行事業者が旅行者全員の本人確認を行う旨が周知された。

しかし、他方で、取扱マニュアルにおいては、「旅行中、予定のない途中離団の旅行者が発生した場合、受注型企画旅行の業法上旅行費用の全額を収受するので旅行参加人数に含めて給付の対象とする。」とあり、旅行代金の全額を収受していれば、旅程の途中で帰宅した旅行者の残りの分も含めて GoTo 給付金の対象となるものとされていた⁹。

(3) 地域共通クーポンについて

事業者向け取扱要領においては、GoTo 給付金のうち地域共通クーポンについては、GoTo 給付金の対象となっている旅行商品の旅行代金（宿泊料金及び宿泊付帯商品料金）に使用することはできないとされていた¹⁰。

また、旅館業法においては、「旅館・ホテル営業」とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの」をいうとしているところ（同法第 2 条第 2 項）、厚生労働省ウェブサイトにおける「民泊サービスと旅館業法に関する Q&A」と題するウェブページにおいては、「宿泊料」とは、名目だけではなく、「実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費などが含まれる」としている。

旅館業法に関する厚生労働省の解釈を前提とすると、GoTo 給付金の対象となる旅行商品の催行にあたって、地域共通クーポンを当該旅行商品における宿泊施設での客室の清掃及びリネン交換の料金として使用することは、禁止されていると解釈される可能性がある。

⁷ 事業者向け取扱要領 3.(2)②(ウ)

⁸ <https://youtu.be/JGbifhYhWdU> (2022 年 2 月 27 日アクセス。)

⁹ 取扱マニュアル「5 団体旅行の留意事項」「2. 受注型企画旅行」(1)④

¹⁰ サービス産業消費喚起事業（GoTo トラベル事業）地域共通クーポン取扱要領（9 月 8 日時点）1.(5)

II 本件旅行商品の内容及び催行実態

1. 本件旅行商品の概要

本件旅行商品は、TBK 社が AA 社に対して受注型企画旅行商品として販売したものであるが、開示資料及び聴取調査によれば、本件旅行商品に関連する取引の概要は、別紙 2 のとおりである。

2. 本件旅行商品の催行に至るまでの経緯

当委員会の調査した限り、本件旅行商品の催行に至るまでの経緯の概要は、次のとおりである。

- [1] 2020 年 6 月、JHAT 社の代表取締役社長である平林氏は、bb 氏を通じ、BB 社の代表取締役社長である cc 氏の紹介を受けた。
BB 社は、IT 導入補助金、事業再構築補助金等の補助金の活用支援、ウェブサイト・EC サイトのデザイン・開発・運用・改善支援などを事業内容とする会社である。
- [2] 2020 年 7 月 22 日、観光庁は、GoTo トラベル事業を開始した（東京都を目的地とする旅行及び東京都に居住する者の旅行を除く。）¹¹。
- [3] 2020 年 7 月末頃から 9 月までの間に、BB 社 cc 氏らは、平林氏が代表取締役を務める JHAT 社に対し、雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置を利用した企業向けの IT 人材育成訓練プランを提案した。
- [4] 2020 年 9 月 1 日、TBK 社の定時株主総会において、平林氏が TBK 社の社外取締役の 1 人に選任された。
- [5] 2020 年 9 月 15 日、観光庁は、同年 10 月 1 日より東京都を目的地とする旅行及び東京都に居住する者の旅行も GoTo 給付金の対象とする旨を公表した。
- [6] 2020 年 10 月 1 日、東京都を目的地とする旅行及び東京都に居住する者の旅行も GoTo 給付金の対象となった。
- [7] 2020 年 10 月 12 日、TBK 社の代表取締役会長兼社長である高山氏は、平林氏、bb 氏及び cc 氏とともにゴルフをし、平林氏らから、cc 氏の紹介を受けるとともに、cc 氏から、TBK 社に対して雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置を利用した企業向けの IT 人材育成訓練プランを提案したいとの打診を受けた。

¹¹ GoTo トラベル事業は、宿泊料金だけでなく宿泊付帯商品料金までを含む旅行代金全体に対して給付金が給付されるというのが最も重要な特徴であったことから、旅行業界及びその隣接業界においては、GoTo トラベル事業のかかる特徴を利用した企画、商材、ビジネス等が積極的に検討されるようになったと思われる。JHAT 社においても、2020 年 9 月頃から、GoTo トラベル事業を利用した英会話講習付の宿泊プランなどが現実に検討されていたようである。

[8] 2020年10月20日、BB社のcc氏及びee氏が、TBK社の社内の会議に出席し、①雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置を利用した企業向けのIT人材育成訓練プラン¹²、及び②GoToトラベル事業を利用した求職者・失業者向けの宿泊付研修プラン（以下「本件旅行商品当初案」という。）¹³について、説明を行った。

いずれのプランも、研修の内容としては、「SNSの基礎知識と活用方法」、「地域ビジネスを制するためのSEO・MEO対策」、「楽天市場の出店と販売ノウハウ」、「ビジネスを成長させるInstagramの活用方法」、「Google Analyticsの使い方と分析方法」といったカリキュラムを内容とするものであった¹⁴。この時点では、誰が研修を提供するのか明確でなかったが、TBK社としては、BB社の事業内容からも、BB社又はその関連会社が研修を提供するものと理解していた。

TBK社は、前者①のプランには関心を持たなかったものの、後者②のプラン（本件旅行商品当初案）には関心を持つことになった。

本件旅行商品当初案は、本件旅行商品の原型となったものであり、本件旅行商品と異なり、旅行者（宿泊付研修参加者）に自ら旅行代金を負担させつつ、後日にGoTo給付金を原資として旅行者（宿泊付研修参加者）に対してキャッシュバックをするという内容であった。

[9] 2020年10月21日以降、TBK社の取締役執行役員である前澤氏は、主としてBB社のee氏との間でWeb会議、電話等で協議を重ね、同月27日頃には、本件旅行商品当初案（前記[8]②のプラン）を変更し、BB社側において、旅行者（宿泊付研修参加者）を募集するとともに、自ら旅行代金を負担する（＝旅行商品購入者となる）こととなり¹⁵、本件旅行商品の取引スキームが概ね確定した。この時点では、誰が募集者兼旅行商品購入者となるのかは明確でなかったが、TBK社としては、この時点までの協議の経緯から、BB社又はその関連会社が募集者兼旅行商品購入者になるものと理解していた。

¹² 当該プランに関する資料は、2020年10月上旬に、BB社からJHAT社に対しても共有されている。

¹³ 本件旅行商品当初案を提案したのが、BB社なのか、既にBB社から雇用調整助成金を利用した企業向けのIT人材育成訓練プランの提案を受けていたJHAT社なのかは、不明である。

¹⁴ 本書作成日現在、ほぼ同一の内容の研修を、EE社が提供している。EE社は、JPH-JHAT案件において、当初、宿泊付商品提供者（研修提供者）となる予定だった会社であるが、BB社又はDD社とEE社との関係は不明である。

¹⁵ TBK社が、BB社に対し、TBK社には研修を販売した経験もないため、TBK社において研修の受講を希望する個人を集客することはできない旨を伝えたところ、BB社が、自ら集客を行うことを提案し、TBK社が、BB社に対し、旅行業の登録なく有償で旅行者の募集をすることは、旅行業法に違反する旨を伝えたところ、BB社が、TBK社に対し、無償で旅行者の募集をすることになったものである。

同じ頃、BB 社は、JPH 社及び JHAT 社との間でも、本件旅行商品と類似の取引スキーム¹⁶（以下「JPH-JHAT 案件」という。）について協議を重ねており、既に旅行者（宿泊付研修参加者）の募集も開始していた。

[10] 前記[9]の協議がなされている間の 2020 年 10 月 23 日、GoTo 事務局は、GoTo トラベル事業参画事業者各社に対し、観光庁から GoTo 事務局に対して 10 月 23 日付通知があったとして、合宿免許プランについて、同年 11 月 1 日以降の予約分から GoTo 給付金の対象外とする旨を通知した。

[11] 2020 年 10 月 29 日、GoTo 事務局は、GoTo トラベル事業参画事業者各社に対し、観光庁から GoTo 事務局に対して 10 月 29 日付事務連絡があったとして、「宿泊付帯商品の料金が通常の宿泊料金の水準を超える旅行商品」については、同年 11 月 6 日の予約販売分より GoTo 給付金の対象外とする旨を通知した。これを受けて、TBK 社前澤氏は、同年 10 月 29 日中に、BB 社 cc 氏及び ee 氏に対し、本件旅行商品についても、同月 5 日までを募集期間として旅行者（宿泊付研修参加者）を募集するよう連絡した。

[12] 2020 年 11 月 1 日までに、TBK 社前澤氏と BB 社 ee 氏は、本件旅行商品が GoTo 給付金の対象となるとの見込みの下、本件旅行商品の 1 人 1 泊当たりの旅行代金を 40,000 円（旅行代金割引給付金は、旅行代金の 35%相当額である 14,000 円）とすること、宿泊付帯商品料金（研修料金）を 33,000 円とすることについて合意に至った。

この頃、TBK 社前澤氏は、BB 社が、本件旅行商品の企画と並行して、JPH-JHAT 案件の企画も進めており、宿泊付研修参加者が、本件旅行商品と JPH-JHAT 案件を併せて 2,000 名超になる見込みであることを認識するとともに、JPH-JHAT 案件においては、宿泊先として JHAT 社の運営するホテルを利用する予定であり、JHAT 社の運営するホテルは東京及び京都にあることから、本件旅行商品の宿泊先としては、それ以外の地域のホテルが中心になるものと理解した。

[13] 2020 年 11 月 2 日に、TBK 社は、BB 社から、旅行者（宿泊付研修参加者）の募集に用いられていると思われる「□□□□スキルアッププログラム」と題する資料を受領した¹⁷。当該資料において、旅行者の募集をするのが AA 社であることが示されていたため、TBK 社前澤氏は、本件旅行商品の購入者が AA 社となる

¹⁶ 株式会社エイチ・アイ・エス調査委員会の 2021 年 12 月 24 日付の「調査報告書（要旨）」の 6 頁以下において「JPH 疑惑」とされている取引のうち、法人顧客の 1 つとの「客室販売契約」に係る取引であると思われる。

¹⁷ 当該資料によれば、宿泊付研修の参加を希望する者は、AA 社のウェブサイトから「□□□□」として会員登録をし、「□□□□事務局」としての AA 社は、会員登録をした者に対してホテルのチェックインの方法及び e ラーニングの ID 及びパスワードを連絡し、会員登録をした者は、指定のホテルに宿泊して e ラーニングによる研修を受講する、という流れが想定されていた。

ものと理解した。

- [14] 2020年11月2日、TBK社の常勤取締役の会合において、前澤氏が、本件旅行商品の企画について報告したところ、他の常勤取締役から、11月5日までに2,000名超もの旅行者（宿泊付研修参加者）を募集することが可能なのか、応募者は実際に宿泊及び研修をするのかといった質問が出たことから、TBK社前澤氏は、BB社のcc氏及びee氏に対し、宿泊付研修の参加申込者からは、本人確認書類の提出を受けるとともに、宿泊をすること及び研修を受講することについて同意を得るよう求めた。BB社ee氏は、AA社の窓口も兼ねるとのことであり、AA社の名刺も所持していた。
- [15] 2020年11月4日、BB社ee氏は、TBK社前澤氏に対し、平林氏と話し合った結果として、本件旅行商品に係る地域共通クーポンは、宿泊先の各ホテルで食事及び客室の清掃及びリネン交換に使用したいと伝えた。
- [16] 2020年11月5日、BB社ee氏から、TBK社前澤氏に対し、旅行者（宿泊付研修参加者）合計560名のリストが送付された。これをもって、旅行者（宿泊付研修参加者）及び客室数がほぼ確定した。
- [17] 2020年11月6日、GoTo事務局は、GoToトラベル事業参画事業者各社に対し、観光庁からGoTo事務局に対して11月6日付事務連絡があったとして、「旅行商品の基準・考え方」に照らして適切でない認められる旅行商品については、既に販売した分を含め、周知の期間を置かず、直ちに、GoTo給付金の給付対象とはしないとの判断を行う場合がある旨を通知した。
- [18] 2020年11月9日、TBK社前澤氏は、JPH社ff氏に対し、本件旅行商品のためのホテル客室の手配を依頼した。その際、TBK社前澤氏は、JPH社ff氏に対し、地域共通クーポンをホテルで利用する（ホテルの売上になる）ようにする¹⁸、宿泊料金を3,000円以内（JPH社の手数料を含む。）に抑えて欲しい旨を伝えた。
- [19] 2020年11月10日、JPH社ff氏は、TBK社前澤氏に対し、ホテルA40室、ホテルJ40室が、それぞれ確保できた旨の連絡をした。
- [20] 2020年11月13日、JPH社ff氏は、TBK社前澤氏に対し、ホテルC100室、ホテルB30室が、それぞれ確保できた旨の連絡をした。
- [21] 2020年11月16日、JPH社ff氏は、TBK社前澤氏に対し、ホテルG78室が確保できた旨の連絡をした。
- [22] 2020年11月17日、CC社hh氏は、TBK社前澤氏に対し、ホテルF42室、ホ

¹⁸ この段階で、地域共通クーポンの具体的な用途（食事並びに客室の清掃及びリネン交換）にまで言及していたか否かまでは不明であるが、言及していた可能性が高いと思われる。

テル E 50 室、ホテル D 30 室が、それぞれ確保できた旨の連絡をした¹⁹。

[23] 2020 年 11 月 19 日、JPH 社 ff 氏は、TBK 社前澤氏に対し、ホテル I 100 室が確保できた旨の連絡をした。

[24] 2020 年 11 月 20 日、ホテル A、ホテル B 及びホテル C において、本件旅行商品に係る宿泊付研修が開始された。

[25] 2020 年 11 月 20 日、JPH 社 ff 氏は、TBK 社前澤氏に対し、ホテル H 50 室が確保できた旨の連絡をした。

[26] 2020 年 11 月 21 日、JPH 社 ff 氏から、TBK 社前澤氏に対し、前日に宿泊付研修が開始されたホテルにおいて、チェックインをした人数が少なく、事前に用意した弁当が多数余ってしまったことなどから、状況を確認して欲しい旨の連絡があった。

TBK 社前澤氏は、BB 社 ee 氏に対し、事情を問い合わせるとともに、旅行者（宿泊付研修参加者）に連絡するよう要請し、JPH 社 ff 氏に対し、宿泊付研修が開始されたホテルからチェックイン未了の旅行者（宿泊付研修参加者）のリストをもらうよう依頼した。

また、TBK 社前澤氏は、未だ宿泊付研修が開始されていないホテルに連絡し、旅行者（宿泊付研修参加者）のチェックインが遅れる可能性がある旨を連絡した。

[27] 2020 年 11 月 24 日、ホテル F、ホテル E 及びホテル D において、本件旅行商品に係る宿泊付研修が開始された。

[28] 2020 年 11 月 25 日及び同月 27 日、AA 社は、既に宿泊付研修が開始されているホテルに宿泊予定の旅行者（宿泊付研修参加者）に対し、チェックインを促す電子メールを一斉配信した。

[29] 2020 年 11 月 27 日、TBK 社前澤氏は、JPH 社と宿泊付帯商品提供者（研修提供者）の間の契約が未締結であることに気づき、BB 社 ee 氏に問い合わせたところ、宿泊付帯商品提供者（研修提供者）は DD 社であり、ee 氏が DD 社の窓口も兼ねるとの説明であった。

TBK 社前澤氏は、JHAT 社 ii 氏から、JPH-JHAT 案件で締結されている JPH 社と DD 社との間の研修委託契約書を提供してもらい、これを基に、本件旅行商品のための JPH 社と DD 社との間の研修委託契約書案を作成したうえ、JPH 社 ff 氏に当該契約書案を送付し、これに対し、JPH 社 gg 氏は、TBK 社前澤氏に対し、JPH-JHAT 案件における研修委託契約書と同一であるため問題ない旨を回答したう

¹⁹ ホテル D・E・F については、JPH 社から、名古屋、東京及び神奈川（横浜）のホテルが確保できない旨の連絡があったため、TBK 社において直接手配したものである。ただし、ホテル D・E・F も、契約関係としては、他のホテルと同様、JPH 社からの仕入という形をとった。

え、DD 社の窓口である ee 氏との間で当該契約書の締結手続を進めた。

- [30] 2020 年 11 月 28 日、TBK 社において、グローバルアライアンス部門が、コーポレート部門に対し、TBK 社と AA 社の間で締結する客室買取契約書案のレビューを依頼した²⁰。
- [31] 2020 年 11 月 29 日、ホテル G において、本件旅行商品に係る宿泊付研修が開始された。
- [32] 2020 年 12 月 1 日、小池百合子東京都知事は、菅義偉内閣総理大臣及び西村康稔経済再生担当大臣に対し、高齢者等による東京都を目的地とする旅行及び東京都に居住する者の旅行について、同月 17 日までの間は GoTo トラベル事業の利用の自粛を呼びかけるよう要請した。
- [33] 2020 年 12 月 1 日、ホテル J、ホテル I 及びホテル H において、本件旅行商品に係る宿泊付研修が開始された。
- [34] 2020 年 12 月 3 日、GoTo 事務局は、同月 1 日 18 時から同月 13 日 24 時まで、東京都を目的地とする旅行又は東京都に居住する者の旅行のうち、同月 17 日 24 時までに出発する GoTo トラベル事業を利用した旅行について、高齢者等である旨を自己申告することにより無料でキャンセル可能とする措置を講じることとした。
- [35] 2020 年 12 月 3 日、TBK 社前澤氏は、本件旅行商品の宿泊先の各ホテルに対し、到着済み・未到着の宿泊者の名簿一覧を提示するよう要請した。
- [36] 2020 年 12 月 3 日、AA 社は、既に宿泊付研修が開始されているホテルに宿泊予定の旅行者（宿泊付研修参加者）に対し、再び、チェックインを促す電子メールを一斉配信した。
- [37] 2020 年 12 月 7 日、AA 社は、既に宿泊付研修が開始されているホテルに宿泊予定の旅行者（宿泊付研修参加者）のうちチェックイン未了の者に対し、三たび、チェックインを促す電子メールを一斉配信した。
- [38] 2020 年 12 月 14 日、GoTo 事務局は、GoTo トラベル事業について、同月 27 日までの間における札幌市、大阪市、名古屋市及び東京都に関する同事業の一時停止等の措置、及び同月 28 日から 2021 年 1 月 11 日までの間における全国一律の同事業の適用停止を公表した。
- [39] 2020 年 12 月 15 日から同月 21 日にかけて、TBK 社前澤氏及び BB 社（AA 社） ee 氏は、本件旅行商品の宿泊先の各ホテルを訪問し、BB 社（AA 社） ee 氏が、各ホテルに対し、地域共通クーポンの使用についての見積書の発行を依頼した。
- [40] 2020 年 12 月 23 日、TBK 社において、グローバルアライアンス部門が、コー

²⁰ その後、後記[40]のとおり、客室買取契約書ではなく、受注型企画旅行契約書とすることとなった。

ポレート部門に対し、TBK 社と AA 社の間で締結する受注型企画旅行契約書案のレビューを依頼した。

- [41] 2020 年 12 月 25 日、GoTo 事務局は、新規予約・既存予約を問わず、全国において、同月 28 日から 2021 年 1 月 11 日までの間、GoTo トラベル事業の適用を一時停止する旨を公表した。
- [42] 2020 年 12 月 25 日頃、TBK 社前澤氏は、JPH 社を通じ、本件旅行商品の宿泊先の各ホテルに対し、本件旅行商品に係る宿泊者が 2021 年 1 月 1 日にチェックアウトをする旨の連絡をした。
- [43] 2020 年 12 月 25 日、AA 社は、本件旅行商品の旅行者（宿泊付研修参加者）に対し、宿泊先のホテルを 2021 年 1 月 1 日まで利用可能である旨の電子メールを一斉配信した。
- [44] 2020 年 12 月 28 日、TBK 社において、TBK 社と AA 社との受注型企画旅行契約書について、代表取締役の決裁がなされた。
- [45] 2021 年 1 月 7 日、同月 8 日から同年 2 月 7 日までを実施期間、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を実施区域とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された。
- [46] 2021 年 1 月 14 日、TBK 社において、TBK 社と AA 社との受注型企画旅行契約にある客室買取についての一部解約に関する覚書について、代表取締役の決裁がなされた。
- [47] 2021 年 1 月 15 日、TBK 社において、TBK 社と AA 社との受注型企画旅行契約の一部解約に関する覚書について、代表取締役の決裁がなされた。
- [48] 2021 年 1 月 15 日、TBK 社は、GoTo 事務局に対し、本件旅行商品の 2020 年 11 月宿泊分について、他の案件とともに、旅行代金割引給付金の受給を申請した。
- [49] 2021 年 2 月 5 日、TBK 社は、GoTo 事務局に対し、本件旅行商品の 2021 年 1 月宿泊分について、GoTo トラベル事業の一時停止等の措置に係る旅行取消しによる取消料の受給を申請した。
- [50] 2021 年 2 月 15 日、TBK 社は、GoTo 事務局に対し、本件旅行商品の 2020 年 12 月宿泊分について、旅行代金割引給付金の受給を申請した。

3. 本件旅行商品の特殊性

本件旅行商品は、GoTo トラベル事業の対象となる一般的な旅行商品と比較して、次のような特殊な点があった。

(1) 宿泊付帯商品料金（研修料金）が旅行代金割引後の実質的な旅行代金よりも高額であること（特殊性①）

本件旅行商品の旅行代金は、1 人 1 泊当たり 40,000 円であり、その内訳は、宿泊料金（ホテル料金）が 1 人 1 泊当たり 3,000 円、宿泊付帯商品料金（研修料金）が

1人1泊当たり33,000円、TBK社の手数料が1人1泊当たり4,000円（旅行代金の10%）であった。

ところが、本件旅行商品は、GoTo給付金の対象となることにより、旅行代金割引給付金14,000円が給付され、実質的な旅行代金は26,000円となるので²¹、本件旅行商品の旅行商品購入者は、26,000円を負担することによって、33,000円相当の宿泊付帯商品（研修）の提供を受けることができってしまうということになる。

そのため、本件旅行商品は、旅行商品購入者にとっては（旅行者（宿泊付研修参加者）にとっても）、宿泊よりも宿泊付帯商品（研修）が主たる目的になってしまう可能性が高いものであった。

(2) 旅行商品購入者が事実上募集型企画旅行の募集を行っていること（特殊性②）

前記のとおり、本件旅行商品は、TBK社がAA社に対して受注型企画旅行商品として販売したものであるが、旅行商品購入者たるAA社が、旅行者（宿泊付研修参加者）を募集しており、実質的にみると、AA社が募集型企画旅行の募集を行っているとする余地がある。

(3) 旅行者（宿泊付研修参加者）が旅行代金を負担するものでないこと（特殊性③）

通常の旅行商品においては、旅行者（宿泊付研修参加者）が旅行代金を負担するものであるが、本件旅行商品においては、旅行商品購入者たるAA社が、旅行代金の全額を負担したうえ、旅行者（宿泊付研修参加者）に無償で旅行商品を提供するというものとなっている。

そのため、旅行者（宿泊付研修参加者）においては、新型コロナウイルスの感染可能性の回避、多忙、怠慢等の理由によって、安易に不泊・研修不参加を選択してしまう可能性があり、現に、本件旅行商品の催行実態として多数の不泊者が生じた原因の一つになったものと思われる。

(4) 宿泊付帯商品（研修）がその性質上必ずしも宿泊を必要とするものでないこと（特殊性④）

本件旅行商品における宿泊付帯商品（研修）は、いわゆるeラーニングによる研修となっており、eラーニングは、その性質上、宿泊を伴わずとも受講できるものであった。

そのため、本件旅行商品は、旅行者（宿泊付研修参加者）にとっては、宿泊をせずに宿泊付帯商品（研修）のみの提供を受けること（研修のみの受講）が可能であ

²¹ さらに、GoTo給付金の地域共通クーポン6,000円が給付されることにより、実質的な旅行代金は、20,000円となる。

り、現に、本件旅行商品の催行実態として、宿泊前から又は宿泊をせずに e ラーニングによる研修を受講した者もいた。

(5) 旅行商品購入者と宿泊付帯商品提供者（研修提供者）が実質的に同一又は一体であると思われること（特殊性⑤）

本件旅行商品は、もともとは、BB 社が TBK 社に対して提案した本件旅行商品当初案が原型となっていること、本件旅行商品当初案は、BB 社又はその関連会社が研修を提供することが想定されているような内容であったこと、本件旅行商品の旅行商品購入者を AA 社、宿泊付帯商品提供者（研修提供社）を DD 社とすることを決定したのも、BB 社であったこと、AA 社の本店所在地は、BB 社の本店所在地と同一であること、BB 社の代表取締役である cc 氏は、2020 年 10 月当時から 2021 年 3 月まで DD 社の代表取締役でもあったこと、本件旅行商品の企画及び販売の過程における TBK 社と AA 社及び DD 社との間の遣り取りにおいて、一貫して BB 社の ee 氏が AA 社及び DD 社の窓口となっていたこと、本件旅行商品は、実催行期間の旅行代金割引後の旅行代金でも、総額 526,240,000 円に上るところ、このような多額の旅行代金は、AA 社が単独で負担できたとは考え難く、研修料金を収受する DD 社と経済的に同一又は一体となって初めて負担できたと考えるのが合理的であること²²などからすると、本件旅行商品の旅行商品購入者たる AA 社と宿泊付帯商品提供者（研修提供者）たる DD 社とは、法人格こそ異なるものの、経済的又は実質的には同一又は一体であった可能性が高いと考えられる。

本件旅行商品においては、前記の特殊性②のとおり、旅行商品購入者が自ら旅行者（宿泊付帯研修参加者）を募集するとともに、旅行代金の全額を負担するものであったため、旅行商品購入者たる AA 社と宿泊付帯商品提供者（研修提供者）たる DD 社とが実質的に同一又は一体であったとすれば、AA 社と DD 社を実質的に同一又は一体としてみた旅行商品購入者兼宿泊付帯商品提供者は、本件旅行商品によって、一方では、旅行商品購入者として旅行者 1 人 1 泊につき 26,000 円を支出しつつ、他方では、宿泊付帯商品提供者として旅行者 1 人 1 泊につき 33,000 円の収入を得られることになり、単に資金を還流させただけで、旅行者 1 人 1 泊につき 7,000 円の利益を得られるように思える構造となっていた。

4. 本件旅行商品の催行実態の特殊性

次に、本件旅行商品は、その催行の実態・結果においても、次のような特殊な点が

²² 現実の金銭の流れとしても、TBK 社から JPH 社を通じて DD 社に対してなされた週次での宿泊付帯商品料金（研修料金）の支払が、AA 社から TBK 社に対してなされた週次での旅行代金の支払よりも先行していたので、AA 社と DD 社とが経済的に同一又は一体であれば、AA 社に経済的負担は生じなかったことになる。

あった。

(1) 実際に宿泊しなかった旅行者（不泊者）が多数存在したこと（特殊性⑥）

前記のとおり、本件旅行商品においては、予定されていた旅行者（宿泊付研修参加者）の数は、合計 560 名であり、AA 社が TBK 社から買い取ったホテル客室の数は、合計 560 室、合計 20,240 泊分であった。

しかし、本件旅行商品の催行の実態としては、実催行期間中に実際に宿泊をした旅行者の数（実泊者）は、多くとも合計 263 名（約 47%）に留まり、実催行期間中に実際に宿泊のあった分（実泊分）は、多くとも合計 9,162 泊（約 45%）に留まった。すなわち、実催行期間中に実際に宿泊をしなかった旅行者（不泊者）の数が、少なくとも合計 297 名（約 53%）に上り、実催行期間中に実際に宿泊のなかった分（不泊分）が、少なくとも合計 11,078 泊（約 55%）に上ったということになる（詳細は、別紙 3 に記載のとおりである。）。

なお、実泊者の中には、実催行期間の途中から宿泊を開始した者や実催行期間の途中で宿泊を終了した者がいたものの、各実泊者ごとの正確な宿泊開始日（チェックイン日）及び宿泊終了日（チェックアウト日）が不明であるため、正確な実泊数・不泊数は不明であるといわざるを得ない。

(2) 実際に研修を受講しなかった者が多数存在したこと（特殊性⑦）

前記のとおり、本件旅行商品においては、予定されていた旅行者（宿泊付研修参加者）の数は、合計 560 名であり、その全員が宿泊付帯商品の提供を受ける（研修を受講する）ことが想定されていた。

しかし、本件旅行商品の催行の実態としては、実際に研修を受講した旅行者の数は、実泊者合計 263 名のうち合計 130 名（予定旅行者の約 23%、実泊者の約 49%）に留まった。

(3) 宿泊付帯商品料金（研修料金）が宿泊付帯商品（研修）の内容又は原価に比して著しく高額であった可能性が高いこと（特殊性⑧）

e ラーニングシステムから出力されたものを基礎として作成されたと思われる本件旅行商品の旅行者（宿泊付研修参加者）の研修のログが存在していること、本件旅行商品の催行期間中及び催行期間後も、旅行者（宿泊付研修参加者）から研修の内容についてのクレーム等は全く上がっていないことなどからすると、本件旅行商品の催行にあたっては、宿泊付帯商品（研修）の実態が全くなかったとは考え難く、ある程度の商品価値のある研修が提供されていた可能性は高いと考えられる。

もっとも、本件旅行商品の催行にあたって実際に提供された宿泊付帯商品（研修）の原価及び具体的内容（e ラーニング教材の質・量・内容、e ラーニングシステムの機能・品質等）は、TBK 社においても把握しておらず、本件旅行商品における

宿泊付帯商品提供者（研修提供者）である DD 社からも、これと実質的に同一又は一体であったと思われる AA 社及び BB 社からも、この点に関する十分な情報を得られなかったため、当委員会による調査の結果としては不明であるといわざるを得ない。

加えて、2021 年 10 月以降に TBK 社が DD 社側に問い合わせたところでは、DD 社側は、既に e ラーニングシステムを解約してしまっているため、実際に提供された e ラーニング教材の内容は確認できないと回答していること、2021 年 10 月以降に DD 社側が TBK 社に提示した資料によると、実際に提供した e ラーニング教材の項目の大部分が、ある外部業者が制作して提供している既存の e ラーニング教材の項目と酷似していることなどからすると、実際に提供された e ラーニング教材は、DD 社、AA 社又は BB 社が自ら制作したものではなく又は DD 社、AA 社又は BB 社が制作したものはごく一部にとどまり、外部業者が制作し提供している既存の e ラーニング教材を利用した可能性が高いと考えられる。

仮に、外部業者の提供する e ラーニング教材及び e ラーニングシステムを利用して、本件旅行商品の催行期間と同程度の期間、本件旅行商品の旅行者数と同程度の数のユーザーに、本件旅行商品の宿泊付帯商品たる研修と同程度の数のカリキュラムを受講させた場合、その費用は、e ラーニング教材・e ラーニングシステムの一般相場から推察すると、高く見積もっても総額で 5,000,000 円を上回ることはなかったと思われる。

これに対し、本件旅行商品の催行によって宿泊付帯商品提供者（研修提供者）たる DD 社が JPH 社から宿泊付帯商品料金（研修料金）として支払を受けた金額は、総額 667,920,000 円であり²³、そこから DD 社と実質的に同一又は一体であったと思われる AA 社が TBK 社に対して本件旅行商品の旅行代金として実際に支払った金額の総額である 526,240,000 円²⁴を差し引いても、総額 141,680,000 円である。

とすれば、本件旅行商品の催行にあたって実際に提供された宿泊付帯商品（研修）の原価及び具体的内容（e ラーニング教材の質・量・内容、e ラーニングシステムの機能・品質等）は、不明ではあるものの、宿泊付帯商品（研修）の料金は、その原価に比して、著しく高額であった可能性が高いということになる。

(4) 地域共通クーポンがホテル客室の清掃・リネン交換の料金に使用されていること（特殊性⑨）

本件旅行商品の販売に際しては、旅行商品販売者たる TBK 社が旅行商品購入者

²³ 33,000 円／泊〔1 人 1 泊当たりの研修料金〕×20,240 泊〔実催行期間の予定宿泊数〕＝667,920,000 円

²⁴ 26,000 円／泊〔販売単価：旅行代金割引給付金相当額差引後の価格〕×20,240 泊〔販売数量：実催行期間の予定宿泊数〕＝526,240,000 円

たる AA 社に対して旅行者 1 人 1 泊につき 6,000 円相当の地域共通クーポンを配布しているところ、本件旅行商品の催行に際しては、AA 社は、TBK 社を通じ、当該地域共通クーポンの一部を、本件旅行商品における宿泊先であるホテルにおいて、当該ホテル客室の清掃及びリネン交換の料金として使用した。

5. 本件旅行商品又はその催行実態の不適切性の存否

本件旅行商品又はその催行実態に何らかの「不適切」な点があるとするれば、前記 3.・4.に述べた本件旅行商品又はその催行実態の特殊性に起因するものであると考えられるので、それらの各特殊性が本件旅行商品又はその催行実態が「不適切」であったとする理由となるかについて、以下に検討する。

(1) 特殊性①（宿泊付帯商品料金（研修料金）が旅行代金割引後の実質的な旅行代金よりも高額であること）について

(a) 事業者向け事務連絡及び事業者向け取扱要領における規制

確かに、本件旅行商品は、その特殊性①に鑑みると、観光需要・地域観光関連消費の回復・喚起という GoTo トラベル事業の目的に沿ったものとはいえない面があり、前記 I 2.(1)のとおり、「宿泊付帯商品の料金が通常の宿泊料金の水準を超える旅行商品」については、2020 年 11 月 6 日の予約販売分より（合宿免許プランについては同月 1 日以降の申込み分より）GoTo 給付金の対象外となっていた。

しかし、10 月 23 日付通知及び 10 月 29 日付事務連絡の反対解釈としては、本件旅行商品のような宿泊付帯商品の料金が通常の宿泊料金の水準を超える旅行商品であっても、2020 年 11 月 5 日までに予約販売のあった分は、GoTo 給付金の対象とされていたと解され、現に、事業者向け取扱要領によれば、次のような宿泊プランが GoTo 給付金の対象とされてきていたことが窺われる。

- ・ 通常の宿泊料金を著しく超える館内のルームサービス、食事等でいつでも利用できるホテルクレジット付の宿泊プラン
- ・ 通常の宿泊料金を著しく超える商品付の宿泊プラン
- ・ 合宿免許プラン、ヨガライセンス講習付宿泊プラン、英会話講習付宿泊プラン、ダイビング免許付宿泊プラン

(b) 本件旅行商品の予約販売の時期

この点、本件旅行商品は、AA 社及び TBK 社が実際に「受注型企画旅行契約書」に押印した日こそ、2020 年 12 月になってからではある（ただし、当該契約書上の契約締結日は同年 11 月 2 日となっている。）。

しかし、AA 社と実質的に同一又は一体であったと思われる BB 社と、TBK 社

との間では、遅くとも 2020 年 10 月 27 日には、本件旅行商品に関連する取引スキームについて合意に至ったほか（旅行商品の内容の確定）、同年 11 月 1 日頃には、本件旅行商品の 1 人 1 泊当たりの旅行代金（40,000 円）について合意に至っていたことが窺える（旅行代金の確定）。また、TBK 社前澤氏が、10 月 29 日付事務連絡を受けて、2020 年 10 月 29 日中には、BB 社 ee 氏に対し、GoTo 給付金の対象期間となる同年 11 月 5 日までを募集期間として旅行者（宿泊付研修参加者）を募集するよう連絡している。そして、同月 1 日又は 2 日には、TBK 社は、BB 社から、旅行者の募集をするのが AA 社であることを示す資料を受領し（旅行商品購入者の確定）、同月 5 日には、BB 社 ee 氏から、TBK 社前澤氏に対し、旅行者（宿泊付研修参加者）合計 560 名のリストが送付されている（旅行者及び客室数の確定）。

かかる経緯からみると、AA 社と TBK 社の間では、実質的にみて、2020 年 11 月 5 日には、口頭での本件旅行商品に係る契約が成立していたとみるべきであり、旅行商品購入者による旅行者の募集も、同日までに完了していたと認められる。

(c) 小括（特殊性①について）

よって、本件旅行商品は、2020 年 11 月 5 日までに予約販売があったといえるので、宿泊付帯商品料金（研修料金）が GoTo 給付金による旅行代金割引後の旅行代金よりも高額であったこと自体は、GoTo 給付金の対象外となる理由とはならないし、本件旅行商品を「不適切」であるとする理由ともならないと考える。

(2) 特殊性②（旅行商品購入者が事実上募集型企画旅行の募集を行っていること）について

(a) 旅行業法の規制

一般に、「報酬を得て」募集型企画旅行の募集を行うことは、「旅行業」に該当し（旅行業法第 2 条第 1 項）、旅行業を営もうとする者は、観光庁長官の行う旅行業の登録を受けなければならないとされている（同法第 3 条）。

(b) AA 社による募集の実態

しかし、本件旅行商品購入者たる AA 社は、旅行者（宿泊付研修参加者）の募集は行っているものの、「報酬を得て」はおらず、むしろ自ら旅行代金を負担していた。

(c) 小括（特殊性②について）

よって、AA 社が事実上募集型企画旅行の募集を行っていることは、旅行業そ

の他の法令に違反するわけでもないので、本件旅行商品において、旅行商品購入者が事実上募集型企画旅行の募集を行っていたこと自体は、GoTo 給付金の対象外となる理由とはならないし、本件旅行商品を「不適切」であるとする理由ともならないと考える。

(3) 特殊性③（旅行者（宿泊付研修参加者）が旅行代金を負担するものでないこと）について

(a) 法令・事業者向け取扱要領における規制

前記 I 1.(4)のとおり、GoTo トラベル事業に係る法令及び事業者向け取扱要領においては、旅行者自身が旅行代金を負担することは、GoTo 給付金の給付の要件となっているわけではなく、例えば、企業向け旅行商品（いわゆる社員旅行、研修旅行、視察旅行等）の場合は、旅行商品購入者たる企業が旅行代金を負担し、旅行者たる当該企業の役員、従業員等は旅行代金を負担しないにもかかわらず、GoTo 給付金の給付がなされていたと思われる。

(b) 小括（特殊性③について）

よって、本件旅行商品も、旅行者（宿泊付研修参加者）が旅行代金を負担するものでなかったこと自体は、GoTo 給付金の対象外となる理由とはならないし、本件旅行商品を「不適切」であるとする理由ともならないと考える。

(4) 特殊性④（宿泊付帯商品（研修）がその性質上必ずしも宿泊を必要とするものでないこと）について

(a) 法令・事業者向け取扱要領における規制

前記 I 1.(4)のとおり、GoTo トラベル事業に係る法令及び事業者向け取扱要領においては、宿泊付帯商品が宿泊を必要とするものであることも、GoTo 給付金の給付の要件となっているわけではない。

例えば、前記(1)に例示した各宿泊プランの場合も、旅行者は、宿泊をすることでより宿泊付帯商品の提供が受けやすくなる場合が多いとは思われるものの、すべての旅行者にとって宿泊が必要又は有益であるとは限らず、旅行者によっては、その居住場所や他の予定との関係で宿泊が必要でも有益でもないということ

はありうる²⁵。

(b) 小括（特殊性④について）

よって、本件旅行商品も、宿泊付帯商品（研修）がその性質上必ずしも宿泊を必要とするものでなかったこと自体は、GoTo 給付金の対象外となる理由とはならないし、本件旅行商品を「不適切」であるとする理由ともならないと考える。

(5) 特殊性⑤（旅行商品購入者と宿泊付帯商品提供者（研修提供者）が実質的に同一又は一体であると思われること）について

(a) AA社・DD社が同一・一体の場合の資金の流れ

確かに、前記のとおり、AA社とDD社とが実質的に同一又は一体であったとすれば、AA社とDD社を実質的に同一又は一体としてみた旅行商品購入者兼宿泊付帯商品提供者は、本件旅行商品によって、一方では、旅行商品購入者として旅行者1人1泊につき26,000円（旅行代金割引給付金の給付後）を負担しつつ、他方では、宿泊付帯商品提供者として旅行者1人1泊につき33,000円の収入を得られたことになり、単に資金を還流させただけで、旅行者1人1泊につき7,000円の利益を得られたようにも思える。

(b) AA社・DD社が同一・一体であることによる不当性の有無

もともと、AA社とDD社を実質的に同一又は一体としてみた旅行商品購入者兼宿泊付帯商品提供者といえども、宿泊付帯商品（研修）を提供するためにいくばくかの原価（eラーニング教材制作費用、eラーニングシステム使用料等）も負担していたはずであるから、旅行者1人1泊につき7,000円という金額が研修の原価を上回って初めて利益を得たのであって、単に資金を還流させるだけで利益を得られたというわけではない。

むしろ、仮に本件旅行商品の旅行商品購入者と宿泊付帯商品提供者とが完全に独立していたとすれば、宿泊付帯商品提供者（研修提供者）は、宿泊付帯商品料金（研修料金）を、まるまる利得するのであって、本件旅行商品の旅行商品購入者兼宿泊付帯商品提供者の場合は、旅行者に代わって自ら旅行代金を負担している分だけ、得られる利益が少なくなっていた。例えば、前記(1)に例示した英会話

²⁵ それでも、宿泊付のプランであることによってGoTo 給付金の対象となるため、宿泊が必要でも有益でもない旅行者にとっても、ホテルクレジット、免許教習、講習等を単体で購入するよりも、それらを宿泊付で購入するほうが、金銭的負担が少なくなる。これは、GoTo 給付金が宿泊料金と宿泊付帯商品料金を合わせた旅行代金全体に対して給付されることになっていたことによるものであって、旅行商品（宿泊プラン）自体に問題があったわけではない。

講習付宿泊プランにおいて、宿泊付帯商品提供者（英会話講習提供者）となる英会話学校が、自ら旅行商品（英会話講習付宿泊プラン）の購入者となり、自ら旅行者（宿泊付英会話講習参加者）を募集し、自ら旅行者から旅行代金（宿泊料金及び宿泊付帯商品料金（英会話講習料金））を徴収するというものであった場合は、本件旅行商品と類似の構造となるものの、かかる英会話講習付宿泊プランにおける旅行商品購入者兼宿泊付帯商品提供者たる英会話学校は、自ら旅行代金を最終負担することなく、宿泊付帯商品料金（英会話講習料金）の収入を得られることになるので、本件旅行商品における旅行商品購入者兼宿泊付帯商品提供者の場合よりも、さらに大きな利益を得られることになる。にもかかわらず、かかる英会話講習付宿泊プランにおいて、旅行商品購入者と宿泊付帯商品提供者が同一であることが必ずしも問題とならないのは、宿泊付帯商品提供者たる英会話学校が、宿泊付帯商品（英会話講習）を提供するために相応の原価を負担していると想定されているからである。

結局、本件旅行商品において AA 社と DD 社を実質的に同一又は一体としてみた旅行商品購入者兼宿泊付帯商品提供者が、単に資金を還流させるだけで利益を得ていたように見えるのは、詰まるところ、本件旅行商品における宿泊付帯商品（研修）の料金（研修料金）がその原価に比して著しく高額であるという疑いを先取りしているからであって、旅行商品購入者と宿泊付帯商品提供者が実質的に同一又は一体であったことによる問題ではないと考えられる。

(c) 小括（特殊性⑤について）

よって、本件旅行商品は、旅行商品購入者と宿泊付帯商品提供者（研修提供者）が実質的に同一又は一体であったと思われること自体も、GoTo 給付金の対象外となる理由とはならないし、本件旅行商品を「不適切」であるとする理由ともならないと考える。

(6) 特殊性⑥（実際に宿泊しなかった旅行者（不泊者）が多数存在したこと）について

(a) 事業者向け取扱要領における規制

前記 I 2.(2)のとおり、GoTo トラベル事業に関する法令には、実際の宿泊がない場合には GoTo 給付金の対象外である旨の明示の規定はないものの、事業者向け取扱要領には、当初から、給付対象商品であっても、「施設や旅行を予約したが、実際には利用しないいわゆる『ノーショウ』と呼ばれる行為」に該当するのは、GoTo 給付金の対象外とする旨が定められていた。

そして、一般に、「ノーショウ」(no-show)とは、ホテルその他の宿泊施設、レストランその他の飲食店、航空機、鉄道その他の交通機関等において、予約をしているにもかかわらず、キャンセルその他何らの連絡もせずに現れない行為をい

い、代金を支払っている場合と代金を支払っていない場合の双方がありうる。

とすれば、GoTo 給付金の対象となる旅行商品であっても、実際に宿泊のなかったものについては、原則としては、GoTo 給付金の対象外となるはずであり、GoTo 給付金の対象外であるにもかかわらず GoTo 給付金が給付された場合は、GoTo 給付金の給付を受けた者は、国に対し、不当利得として、GoTo 給付金相当額を返還する義務を負うことになると考えられる。

(b) 実態・実質的妥当性との整合性

もともと、本件旅行商品については、たまたま、GoTo 事務局が旅行者（宿泊付研修参加者）にアンケート調査をするなどして実際に宿泊をしたか否かを調査し、多数の宿泊分があったことが判明しているが、もともと、GoTo 給付金の対象として旅行代金割引をして旅行商品を販売した旅行業者が GoTo 事務局に対して GoTo 給付金の給付を申請する場合、実際に宿泊したことの証明まで求められているわけではなく²⁶、GoTo 事務局も、GoTo 給付金の対象として販売された旅行商品のすべてについて、旅行者が実際に宿泊をしたか否かを調査しているわけではないため、旅行者が、GoTo 給付金による旅行代金割引及び地域共通クーポンを享受しながら、実際には宿泊をせず、GoTo 給付金相当額の返還が請求されているわけでもない、という事例は、むしろ多数存在していたと推測される。

まず、旅行者の立場になってみると、例えば、旅行者が宿泊日の直前又は当日になって発熱等によってやむを得ず宿泊ができなくなったという場合でも、旅行をキャンセルすると地域共通クーポンまで回収されてしまうため、旅行者が旅行をキャンセルせずに単に宿泊をしないでおくという選択をしたという事例は、決して少なくなかったと考えられる。また、特に本件旅行商品のような宿泊付帯商品料金が旅行代金割引後の旅行代金よりも高額である旅行商品の場合は、本来なら宿泊を必要としない旅行者は、最初から宿泊をする意思もなく旅行商品を購入し、宿泊付帯商品の提供のみを受けたという事例も、相当数存在したと考えられる。これらの事例を含めて旅行者が実際には宿泊をしなかった具体的な事例を想定すると、同じ「ノーショウ」であっても、特に、既に旅行代金が事前に支払われ、宿泊施設に対しても宿泊料金が事前に支払われているという事例については、旅行者が実際には宿泊をしなかったという理由のみで GoTo 給付金の対象外とすることは、必ずしも適当とはいえないと考えられ、GoTo 事務局において

²⁶ 実際に、GoTo 事務局に提出が求められている給付金請求書兼月次報告書（様式第 16 号）にも、実泊の有無について記載する欄はなく、参画事業者が保管を義務付けられている必要書類（例えば、受注型企画旅行モデル様式㉞）にも実泊の有無についての記載欄はない。

も、そのような考慮から、実際には宿泊をしなかったという理由のみで一律に GoTo 給付金の対象外としていたわけではないと推測される。

次に、TBK 社のような旅行業者の立場になってみると、旅行業者が GoTo 給付金の対象として旅行代金割引をした旅行代金で旅行商品を販売した場合において、結果として旅行者が実際に宿泊をしたか否かによって GoTo 給付金の対象となるか否か（旅行業者による旅行代金割引給付金の受給申請が認められるか否か）が異なってくるのだとすれば、旅行業者としては、販売した各旅行商品について旅行代金割引給付金の受給を申請するにあたって、いちいち旅行者が実際に宿泊をしたか否かを個別に確認するとか、予約販売時には旅行者から旅行代金割引をしない旅行代金の支払を受けておき、旅行者が実際に宿泊をしたことが確認できた後（又は GoTo 事務局が GoTo 給付金の申請を認めた後）に旅行代金割引額をキャッシュバックするとかといった対応が必要となってしまうが、GoTo 事務局においても、旅行業者において、GoTo 給付金の対象となる旅行商品を販売する都度そのような対応をとるべきであるとまで考えていたとは思われない。

さらに、前記 I 2.(2)のとおり、取扱マニュアルにおいては、団体の受注型企画旅行の場合には、旅行代金の全額を収受していれば、旅程の途中で帰宅した旅行者の残りの分も含めて GoTo 給付金の対象とされていたところ、同じ旅行代金の全額を収受していた場合について、旅行者の一部が旅程の途中で参加した場合と旅程の途中で帰宅した場合とで差異を設ける合理的な理由はないと考えられる。

とはいえ、GoTo トラベル事業に係る法令、取扱要領等は、実際には宿泊をしなかったという場合に GoTo 給付金の対象外とするか否かについて、あらかじめ客観的な基準を定めているわけではないため、結局のところ、GoTo 事務局が、GoTo トラベル事業の目的に照らして、個別具体的な事例ごとに GoTo 給付金の対象とするか否かを判断することとせざるを得ないのが実情ではないかと考えられる。

(c) 本件旅行商品において不泊を生じた事情

a. 各旅行者における事情

まず、当委員会においても、合計 297 名に上る不泊者のそれぞれに対して調査を行うことはできなかつたので、各不泊者が不泊という選択をした個別具体的な事情までは不明であるというほかない。

しかし、各旅行者（宿泊付研修参加者）に共通する不泊を生じた事情としては、本件旅行商品の当初の予定催行期間は、2020 年 11 月下旬から 2021 年 1 月末日までという長期間であったにもかかわらず、旅行者（宿泊付研修参加者）の募集から宿泊付研修の開始まで 1 か月弱しかなく、旅行者（宿泊付研修参加者）において十分な準備が可能であったとは思われないこと、前記の特殊性④

のとおり、本件旅行商品の旅行者（宿泊付研修参加者）にとっては、自ら旅行代金を負担したわけではないため、感染可能性の回避、多忙、怠慢等の理由によって、安易に不泊・研修不参加を選択してしまいやすかったと考えられること、本件旅行商品の催行期間中は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者も急増し、地方自治体が外出自粛を強く呼びかけたり、GoTo トラベル事業の施行・継続にも非難が高まったりしていた時期であったため、本件旅行商品の旅行者から宿泊付研修への参加を取りやめる者が多数生じてもおかしくなかったことなどが、多数の不泊を生じた大きな原因となったものと推測される。

b. 旅行商品購入者（AA社）における事情

次に、本件旅行商品が GoTo 給付金の対象となった場合の最終的な受益者は、旅行代金の最終的な負担者である旅行商品購入者（AA社）であるから、旅行商品購入者（AA社）における不泊を生じた事情についてみると、AA社は、旅行者（宿泊付研修参加者）を募集した2020年11月5日までに、現実には560名の旅行者（宿泊付研修参加者）から本人確認書類まで付した形で宿泊付研修参加の申込みを受けていたことが窺えるし、申込者の半分にも満たないとはいえ、現実には250名を超える旅行者（宿泊付研修参加者）が宿泊をしているのであるから、AA社も、旅行者として、架空人を仕立て上げたり、名義だけを借りたりしたというわけではなく、少なくとも申込みの時点では宿泊する意思のある旅行者を確保していたものと思われる。また、本件旅行商品の催行開始直後の同月21日以降に、TBK社前澤氏がBB社 ee氏に対してホテルへのチェックイン未了の旅行者が多数いることを指摘した後も、AA社が、旅行者に対し、早期にチェックインをするよう促す電子メールを数回にわたって配信していたことも認められる。さらに、前記のとおり、本件旅行商品の催行期間中は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者も急増し、地方自治体が外出自粛を強く呼びかけたり、GoTo トラベル事業の施行・継続にも非難が高まったりしていた時期であったため、AA社においても、旅行者に対して実際に宿泊するよう強く促すことには、ある程度の躊躇があった可能性もある。

しかし、本件旅行商品は、AA社が、TBK社から、旅行者（宿泊付研修参加者）560名全員分の客室を買い取る形となっており、AA社にとっては、旅行者（宿泊付研修参加者）が実際に宿泊をするか否かによって旅行代金が変わるわけではなかったこと、AA社の代表取締役である dd氏が、本件旅行商品の催行後に、全日宿泊していることを把握していなかったとしても GoTo 給付金の対象外となるわけではないと考えていたと明言していることなどからすると、AA社においても、同社と同一又は一体とみるべき DD社及び BB社においても、旅行者（宿泊付研修参加者）が実際に宿泊をするか否かは特に重要視していなかったと思われる。

さらに、前記のとおり、本件旅行商品の催行にあたって実際に提供された宿泊付帯商品（研修）の料金は、その原価に比して著しく高額であった可能性が高いことからすると、後記のとおり、AA 社並びにこれと同一又は一体であるとみられる DD 社及び BB 社においては、本件旅行商品に係る GoTo 給付金によって利得を得ようとしていたことが強く疑われるのであり、仮にそうであるとすると、本件旅行商品を GoTo 給付金の対象とすることは、AA 社並びにこれと同一又は一体であるとみられる DD 社及び BB 社のかかる利得を実現させる結果となってしまうと思われる。

c. 給付金受給申請者（TBK 社）における事情

そして、本件旅行商品を GoTo 給付金の対象として旅行代金割引をした旅行代金で販売した TBK 社における不泊が生じた事情についてみると、まず、TBK 社においては、本件旅行商品の企画・販売・催行に際しても、本件旅行商品に係る旅行代金割引給付金の申請時においても、事業者向け取扱要領において、「施設や旅行を予約したが、実際には利用しないいわゆる『ノーショウ』と呼ばれる行為」に該当するものは GoTo 給付金の対象外とする旨の定めがあることを認識しておらず、むしろ、TBK 社前澤氏は、平林氏から、実際には宿泊がなかった場合でも宿泊代金が支払われていれば GoTo 給付金の対象となる（又は対象となる可能性がある）という情報を得ていたとのことであるから、TBK 社としては、旅行者が実際に宿泊しなかったとしても、必ずしも GoTo 給付金の対象外となるわけではないと考えていたと思われる。

もともと、本件旅行商品の企画・販売時においては、2020 年 11 月 2 日に、BB 社の cc 氏及び ee 氏が、TBK 前澤氏に対し、宿泊付研修参加者が 2,000 名程度になりそうであるとの説明をしたところ、同日の TBK 社の常勤取締役の会合において、同月 5 日までという短期間で実際に 2,000 名もの宿泊付研修参加者を募集できるのかについて懸念が出され、同月 2 日中に、TBK 社前澤氏が、BB 社の cc 氏及び ee 氏に対し、宿泊付研修の参加申込者からは、本人確認書類の提出を受けるとともに、研修を受講すること及び宿泊をすることについて同意を得るよう求めており、実際にも、BB 社又は AA 社が使用したと思われる宿泊付研修参加者の申込みフォームには、本人確認書類をアップロードする項目、研修を受講することに同意するチェックボックス、指定の宿泊施設に宿泊することに同意するチェックボックスが用意されていた。

また、本件旅行商品の催行時においては、本件旅行商品の催行が開始した翌日の同月 21 日に、宿泊施設となっているホテルから、JPH 社 ff 氏を通じ、TBK 社前澤氏に対し、チェックインをしていない旅行者が多数いるとの連絡があった際には、TBK 社前澤氏が、BB 社 ee 氏に連絡をして事情を聞いたうえ、JPH 社 ff 氏に対しては、BB 社 ee 氏から聴取した事情を説明したり、各ホテル

からチェックイン未了の宿泊者の名簿をもらうよう要求したり、各ホテルに連絡をして事情を説明したりし、BB 社 ee 氏に対しては、旅行者にチェックインを促すよう求めるなどの対応を取り、実際にも、AA 社が、TBK 社からの要請に応ずる形で、旅行者に対し、早期にチェックインをするよう促す電子メールを複数回にわたって配信していたことが認められる。

そして、当委員会がこれまでに調査した限り、本件旅行商品を企画、販売及び催行する過程において、TBK 社において、本件旅行商品の催行にあたって実際に提供された宿泊付帯商品（研修）の料金がその原価に比して著しく高額であった可能性が高いことまでは、認識していたとも認識すべきであったとも認められないので、TBK 社は、仮に AA 社、DD 社又は BB 社において本件旅行商品に係る GoTo 給付金によって利得を得ようとしていたとしても、それを認識していたとも認識すべきであったとも認められない。

これらの事情からすると、TBK 社においては、旅行業者でありながら事業者向け取扱要領の定めを十分に理解していなかったという憾みはあるものの、本件旅行商品の催行にあたって多数の不泊者が生ずることを予定していたとはいえないし、多数の不泊者が生じないよう旅行業者として最低限の措置も講じていたと考えられ、多数の不泊者が生じた原因が TBK 社にあったわけではない。

(d) 小括（特殊性⑥について）

以上のような事情に鑑みると、本件旅行商品のうち少なくとも 11,078 泊に上る不泊分については、旅行商品購入者たる AA 社に旅行代金割引給付金による利得を生じさせるのは適切ではないとも考えられるので、GoTo 給付金の対象外となり、GoTo 事務局から TBK 社に対しては旅行代金割引給付金を給付できないと判断される可能性が高いと考えられ、TBK 社としては、AA 社に対し、本件旅行商品の不泊分に係る旅行代金のうち未請求となっている旅行代金割引額を請求する、ということにせざるを得ないと考えられる。

これは、不泊者が生じたことに帰責性のほとんどない TBK 社において、AA 社から旅行代金割引額を回収できないというリスクを負担することになるものであり、既に AA 社が本店所在地も閉鎖してしまっていることに鑑みると、現実には AA 社から旅行代金割引額を回収できず、旅行代金割引額相当額の損失を被ることになる可能性が高いということである。かかる結論は、TBK 社には酷な結論であるとも思えるが、やむを得ない面もあるものと思われる。

(7) 特殊性⑦（実際に研修を受講しなかった者が多数存在したこと）について

(a) 事業者向け取扱要領における規制

前記 I 1.(4)のとおり、GoTo トラベル事業に関する法令及び事業者向け取扱要領においては、旅行者が実際に宿泊付帯商品の提供を受けることが、GoTo 給付金の給付要件とされているわけではないし、旅行者が宿泊付帯商品の提供を受けなかったとしても、実際に宿泊をしている限り、観光需要・地域観光関連消費の回復・喚起という GoTo トラベル事業の目的に沿っていないことになるわけでもない。

(b) 小括（特殊性⑦について）

よって、本件旅行商品の催行の実態として、実際に研修を受講しなかった者が多数存在したこと自体は、GoTo 給付金の対象外とする理由とはならないし、本件旅行商品の催行の実態を「不適切」であるとする理由ともならないと考える。

(8) 特殊性⑧（宿泊付帯商品料金（研修料金）が宿泊付帯商品の内容又は原価に比して著しく高額であった可能性が高いこと）について

(a) 事業者向け取扱要領における規制

GoTo トラベル事業に関する法令及び事業者向け取扱要領においては、宿泊又は宿泊付帯商品の料金がその原価に比して適正であることが、GoTo 給付金の給付要件とされているわけではない。

また、旅行商品に含まれる宿泊又は宿泊付帯商品の料金がその原価に比して適正であるか否かによって GoTo 給付金の対象となるか否かが異なってくるのだとすれば、旅行商品を販売する旅行業者は、宿泊又は宿泊付帯商品の料金がその原価に比して適正であるかを調査しなければならないことになるが、GoTo トラベル事業が、旅行業者にそのような対応をとることまで要求しているとは考えられない。

確かに、宿泊又は宿泊付帯商品の料金がその原価に比して著しく高額となっている旅行商品を GoTo 給付金の対象とすることは、著しく高額な料金を設定している宿泊業者又は宿泊付帯商品提供者を利することになるとも思えるが、旅行代金割引給付金の受給申請を認めなかったからといって、通常であれば、宿泊業者又は宿泊付帯商品提供者の利得が減るわけでもなく、むしろ、著しく高額な宿泊付帯商品を購入させられた被害者であるはずの旅行商品購入者に、旅行代金割引給付金の給付すら受けられないという不利益を負わせることになる。

(b) 特殊性④による本件の特殊性

ただ、前記の特殊性④に述べたとおり、本件旅行商品に限っては、旅行商品購入者である AA 社と宿泊付帯商品提供者（研修提供者）である DD 社とが実質的に同一又は一体である可能性が高いという事情がある。

すなわち、本件旅行商品について旅行代金割引給付金を給付しないこととした場合、最終的にその不利益を被るのは、旅行商品購入者である AA 社であるところ、旅行商品購入者である AA 社と宿泊付帯商品提供者（研修提供者）である DD 社とが実質的に同一又は一体である可能性が高いとすれば、かかる AA 社に当該不利益を被らせることが必ずしも不当であるとはいえないし、むしろ、旅行代金割引給付金を給付しないことによって、実質的に著しく高額な研修料金を設定した DD 社の利得を減らすことができる。

(c) 小括（特殊性⑧について）

前記(a)により、本来であれば、本件旅行商品の催行の実態として、実際に提供された宿泊付帯商品（研修）の料金がその原価に比して不当に又は著しく高額であったこと自体も、それだけでは、GoTo 給付金の対象外とする理由となるものではないし、本件旅行商品の催行の実態を「不適切」であるとする理由となるものではないはずである。

しかし、前記(b)により、本件旅行商品の催行にあたって実際に提供された宿泊付帯商品（研修）の料金がその原価に比して不当に又は著しく高額であったことを理由として、本件旅行商品のうち実泊分についても GoTo 給付金の対象外となり、GoTo 事務局から TBK 社に対しては旅行代金割引給付金を給付できないと判断される可能性が否定できないと考えられる。

後者の場合は、TBK 社において、本件旅行商品の不泊分についてのみならず（前記(6)参照）、本件旅行商品の実泊分についてまで、旅行代金割引額相当額の損失を被ることになる可能性が高いということになるので、本来であれば、宿泊付帯商品（研修）の料金がその原価に比して不当に又は著しく高額であったことだけでは GoTo 給付金の対象外とする理由とはならないはずであることを考慮すると、宿泊付帯商品（研修）の料金が不当に又は著しく高額であったことについて何ら帰責性のない TBK 社にとっては、極めて酷な結論となる。

(9) 特殊性⑨（地域共通クーポンがホテル客室の清掃・リネン交換の料金に使用されていること）について

(a) 事業者向け取扱要領における規制

前記 I 2.(3)のとおり、旅館業法に関する厚生労働省の解釈を前提とすると、GoTo 給付金の対象となる旅行商品の催行にあたって、地域共通クーポンを当該

旅行商品における宿泊施設での客室の清掃及びリネン交換の料金として使用することは、禁止されていたと解釈される可能性がある。

(b) 本件旅行商品における地域共通クーポンの使用の経緯

この点、AA 社が本件旅行商品に係る地域共通クーポンを前記のとおり使用するに至った経緯については、不明な点が少なくない。

もっとも、まず、本件旅行商品の企画の段階においては、BB 社は、地域共通クーポンを宿泊先となるホテルで使用することができれば、ホテルが宿泊料金を下げやすくなることから、地域共通クーポンをホテルが提供するサービスに使用したいという方針であったと思われ、TBK 社も、宿泊料金を BB 社の希望する料金に抑えるための方策として、その方針に賛成又は同意していたものと思われる。そして、2020 年 11 月 4 日に、BB 社 ee 氏から TBK 社前澤氏に対し、LINE をもって、平林氏との間で地域共通クーポンをホテルでの食事及び清掃に使用する方向で話をした旨が伝えられていることから、同日までに、BB 社と JHAT 社の間で、BB 社が本件旅行商品と並行して企画していた JPH-JHAT 案件について、地域共通クーポンを宿泊先となるホテル²⁷の食事並びに客室の清掃及びリネン交換の料金として使用することで合意し、BB 社としては、本件旅行商品においても同様の方針とすることとしたものと思われる。そして、TBK 社前澤氏は、本件旅行商品の宿泊先となった各ホテルに対し²⁸、AA 社が、地域共通クーポンを、ホテルでの食事並びに客室の清掃及びリネン交換の料金として使用したいと申し入れており、宿泊先となった各ホテルは、1 つのホテル系列を除いては、申入れを受け入れたうえ、後に、AA 社の要請に応じて、AA 社に対し、ホテルでの食事並びに客室の清掃及びリネン交換の料金の見積書まで発行していることも認められる。

(c) 地域共通クーポンの使用方法に関する責任の所在

もっとも、地域共通クーポンを GoTo 給付金の対象となっている旅行商品の旅行代金（宿泊料金及び宿泊付帯商品料金）に使用することはできないという規制は、あくまで地域共通クーポン取扱店舗に対する規制であって、地域共通クーポンの利用対象となるサービスか否かを確認する責任も、あくまで地域共通クーポン

²⁷ JPH-JHAT 案件において宿泊先となったホテルは、いずれも JHAT 社が運営しているホテルであった。

²⁸ 前記のとおり、2020 年 11 月 9 日に TBK 社前澤氏が JPH 社 ff 氏に宿泊先となるホテルの手配を依頼した際に、地域共通クーポンの具体的な用途（食事並びに客室の清掃及びリネン交換）にまで言及していた可能性が高い。

ン取扱店舗にある。

(d) 小括（特殊性⑨について）

よって、本件旅行商品の催行に際して地域共通クーポンが宿泊先であるホテルにおいて客室の清掃及びリネン交換の料金として使用されたことが、地域共通クーポンが利用対象とならないサービスに使用されたということになるとしても、そして、それが TBK 社の要請によるものだとしても、そのような用途を受け入れた地域共通クーポン取扱店舗たる各ホテルの問題であって、TBK 社に何らかの責任が生ずるものではないと考える。

(10) 小括（本件旅行商品又はその催行実態の不適切性の存否）

(a) 本件旅行商品の催行実態における不適切性

以上のおりであるから、本件旅行商品は、その催行実態において、実際に宿泊しなかった旅行者（不泊者）が多数存在したこと（特殊性⑥）、及び宿泊付帯商品料金（研修料金）が宿泊付帯商品（研修）の内容又は原価に比して著しく高額であった可能性が高いこと（特殊性⑧）の 2 点において、GoTo 給付金の対象とすることが「不適切」と評価される可能性があるものと考えられる。

(b) TBK の加功又は積極的関与の不存在

もっとも、当委員会が調査した限り、本件旅行商品の催行実態が「不適切」なものとなったのは、実質的に同一又は一体とみられる BB 社、AA 社及び DD 社が本件旅行商品に係る GoTo 給付金によって利得を得ようとしたことによるものである可能性が高い。

そして、当委員会が調査した限り、TBK 社においては、そのような利得目的のために利用されたという可能性はあっても、少なくとも、自ら本件旅行商品の「不適切」な催行実態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められない。

(c) 旅行代金給付金の給付の可能性

本件旅行商品のうち少なくとも 11,078 泊に上る不泊分については、GoTo 給付金の対象外となり、GoTo 事務局から TBK 社に対しては旅行代金割引給付金を給付できないと判断される可能性が高いと考えられ、TBK 社としては、AA 社に対し、本件旅行商品の不泊分に係る旅行代金のうち未請求となっている旅行代金割引額を請求する、ということにせざるを得ないと考えられる。

また、本件旅行商品のうち多ければ 9,162 泊分となる実泊分についても、本来であれば、GoTo 給付金の対象外となる理由はないと考えられるものの、GoTo 給付金の対象外となり、GoTo 事務局から TBK 社に対しては旅行代金割引給付金を

給付できないと判断される可能性も、否定はできないと考えられ、その場合は、TBK 社としては、AA 社に対し、本件旅行商品の実泊分に係る旅行代金のうち未請求となっている旅行代金割引額についても請求する、ということにせざるを得ないと考えられる。

Ⅲ 同種・類似の案件の不存在

TBK 社は、本件旅行商品以外にも、GoTo 給付金の対象となるものとして旅行商品を販売し、旅行代金割引給付金の受給を申請し、旅行代金割引給付金の給付を受けたものがある。

しかし、本件旅行商品以外には、旅行商品として又はその催行実態として、前記Ⅱ 3.及び 4.に掲げるような特殊性（特殊性①から特殊性⑨まで）のいずれかを有するようなものは不見当であった。

Ⅳ 原因・再発防止策

1. 旅行代金割引額の回収不能の可能性

前記Ⅱ 5.(10)(a)に述べたとおり、本件旅行商品は、その催行実態において、実際に宿泊しなかった旅行者（不泊者）が多数存在したこと（特殊性⑥）、及び宿泊付帯商品料金（研修料金）が宿泊付帯商品（研修）の内容又は原価に比して著しく高額であった可能性が高いこと（特殊性⑧）の 2 点においては、GoTo 給付金の対象とすることが「不適切」と評価される可能性があるが、前記Ⅱ 5.(10)(b)に述べたとおり、当委員会が調査した限り、TBK 社においては、BB 社、AA 社及び DD 社の利得目的のために利用されたという可能性はあっても、少なくとも、自ら本件旅行商品の「不適切」な催行実態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められない。

しかし、前記Ⅱ 5.(10)(c)に述べたとおり、本件旅行商品のうち不泊分については、旅行代金割引給付金を給付できないと判断され、TBK 社としては、AA 社に対し、本件旅行商品の不泊分に係る旅行代金について、未請求となっている旅行代金割引額を請求する可能性が高く、本件旅行商品のうち実泊分についても、旅行代金割引給付金を給付できないと判断され、TBK 社としては、AA 社に対し、本件旅行商品の実泊分に係る旅行代金についても、未請求となっている旅行代金割引額を請求する可能性がある。

ところが、既に AA 社が本店所在地を閉鎖しているため、TBK 社としては、AA 社に対して未請求の旅行代金割引額を請求しても、AA 社から旅行代金割引額を現実に回収することは期待し難く、旅行代金割引額相当額の損失を被ることになる可能性が高いと思われる。

すなわち、TBK 社は、本件旅行商品の「不適切」な催行実態との関係では、これに加功し又は積極的に関与したわけではないが、本件旅行商品を GoTo 給付金の対象と

して旅行代金割引をして販売した結果として、旅行代金割引額相当額の損失を受ける可能性が高いということになる。

そこで、以下では、TBK 社にかかる結果を招来した原因を分析するとともに、今後同種の結果を招かないようにするための再発防止策を提言する。

2. 原因分析

(1) 給付要件に対する理解の不十分

TBK 社の役員及び従業員は、本件旅行商品の企画、販売及び催行から本件受給申請までの過程において、事業者向け取扱要領が、当初から、給付対象商品であっても、「施設や旅行を予約したが、実際には利用しないいわゆる『ノーショウ』と呼ばれる行為」に該当するものは、GoTo 給付金の対象外とする旨を定めていたことを、十分に理解していなかった可能性が高いと思われる。

確かに、前記 II 5.(6)(b)にも述べたとおり、旅行者が実際には宿泊をしなかったという理由のみで GoTo 給付金の対象外とすることは、必ずしも適当とはいえないと考えられ、GoTo 事務局においても、そのような考慮から、実際には宿泊をしなかったという理由のみで一律に GoTo 給付金の対象外としていたわけではないと推測される場所ではあり、現に、取扱マニュアルには、「旅行中、予定のない途中離団の旅行者が発生した場合、受注型企画旅行の業法上旅行費用の全額を収受するので旅行参加人数に含めて給付の対象とする。」とされていた。

また、TBK 社においては、TBK 社の社外取締役であり旅行業に通暁している平林氏から、実際には宿泊がなかった場合でも宿泊代金が支払われていれば GoTo 給付金の対象となる（又は対象となる可能性がある）という情報を得ていたという事情もある。

しかし、遅くとも本件受給申請の段階では、TBK 社も本件旅行商品の催行実態として相当数の不泊があったことを既に知るに至っていたのであるから、「施設や旅行を予約したが、実際には利用しないいわゆる『ノーショウ』と呼ばれる行為」に該当するものが GoTo 給付金の対象外とされていることを理解していれば、GoTo 事務局に「ノーショウ」の意味を確認するなどして、本件旅行商品が GoTo 給付金の対象外となる可能性がないかを確認し、不泊分についてはそもそも旅行代金割引給付金の受給を申請しないとか、申請するとしても事前に GoTo 事務局に相談をすることといった対応も可能だったはずである。

また、さらに遡れば、AA 社との間で本件旅行商品の販売について合意しようとした段階で、「施設や旅行を予約したが、実際には利用しないいわゆる『ノーショウ』と呼ばれる行為」に該当するものが GoTo 給付金の対象外とされていることを理解していれば、数百名もの多数の旅行者（宿泊付研修参加者）を短期間に募集する以上は、実際には宿泊しない者が出てくるリスクがあることにも思い至り、旅行

代金の支払方法、本件旅行商品に関連する取引スキーム等も、そのような不泊のリスクを考慮したものとなっていた可能性もある。

むしろ、仮に、本件旅行商品の企画の段階で、不泊分については GoTo 給付金の対象とならず、旅行代金割引給付金が給付されない可能性が少なからずあるということが認識されていたとすれば、実質的に同一又は一体としてみるべき BB 社、AA 社及び DD 社は、おそらく、本件旅行商品に関連する取引全体を断念した可能性が高いとさえ思われる。

(2) 顧客の与信管理の甘さ

本件旅行商品は、TBK 社にとっては、AA 社という新規の法人顧客との間で、実行期間（2020 年 12 月 31 日まで）の旅行代金でも、旅行代金割引後でも総額 526,240,000 円、旅行代金割引前であれば総額 809,600,000 円、予定催行期間（2021 年 1 月 31 日まで）の旅行代金で見れば、旅行代金割引後でも総額 977,600,000 円、旅行代金割引前であれば総額 1,504,000,000 円もの多額の取引を行うものであり、単一の法人顧客に対して相当額の売掛債権が発生する取引であった。

TBK 社においても、旅行代金総額が多額であったため、グローバルアライアンス部門からコーポレート部門に相談があり、旅行代金割引後の旅行代金についてではあるものの、AA 社からは週次で旅行代金の支払を受ける（与信期間を短期間にする）ことによって回収リスクを最小化するという対応は行っていた。

もっとも、週次で支払われた旅行代金は、あくまで旅行代金割引後の金額であって、GoTo 事務局が本件旅行商品の全部又は一部について GoTo 給付金の対象外であると認定し、旅行代金割引給付金が給付されないことになれば、TBK 社としては、その段階から、AA 社に対し、旅行代金割引額を回収しなければならなくなる。TBK 社においては、同社の職務権限規程上、営業上の取引については金額基準によって決裁基準が異なるものとはされておらず、本件旅行商品の販売は、担当部門取締役の決裁のみによって実行できるものとされていたが、本件旅行商品の販売も、社外役員を含む取締役会で決議されるなど、複数の役員によって検証される機会があれば、旅行代金割引額についての回収リスクも考慮できた可能性がある²⁹。

(3) 不自然又は特殊な取引に対する敏感さの不足

そもそも、本件旅行商品及びその催行実態には、少なくとも前記 II 3.及び 4.に挙げたような 9 つもの特殊性があったのであり、そのうち 5 つは本件旅行商品そのも

²⁹ 現に、本件旅行商品の催行が開始した後の 2020 年 12 月に、監査役会が、同月の稟議書に本件旅行商品の販売が記載されていることを契機として、実現可能性、代金回収の見込み等のリスクについて検討し、直後の取締役会の議題にもされていた。もっとも、当該取締役会では、順調に進んでいるという報告で議論は終結し、特に決議事項にもならなかった。

のに内在する特殊性であった。

これらの特殊性が、直ちに「不適切」と評価されるものでないことは、前記Ⅱ5.に詳述したとおりではあるが、それでも、本件旅行商品又はこれに関連する取引のもつ不自然さ、特殊性、異常性により敏感になっていれば、スキームそのものの適法性について、顧問弁護士の意見を聞いたり、あるいは GoTo 事務局に照会したりといったプロセスを経ることができた可能性があり、そうすれば、本件旅行商品の販売又はその「不適切」な催行を、未然に防ぐことができた可能性もある。

とりわけ、本件旅行商品の特殊性①は、GoTo 事務局が、「観光を主な目的としているとは言えない」として、一定の周知期間を設けつつも GoTo 給付金の対象外としたものなのであるから、対象外となる前であるからといって直ちに問題なしと速断するのではなく、そもそも GoTo トラベル事業の目的から逸脱しているなどの理由で「個別具体的に支援の対象外とする」と判断されるおそれがないか、専門家や当局に相談することは、十分に可能であったと思われる。

(4) 契約書レビュー及び稟議上程の遅れ

前記のとおり、AA 社と TBK 社の間では、実質的にみて、2020 年 11 月 5 日には、口頭での本件旅行商品に係る契約が成立しており、旅行商品購入者による旅行者（宿泊付研修参加者）の募集も、同日までに完了していた。

ところが、TBK 社において、グローバルアライアンス部門からコーポレート部門に対して AA 社と TBK 社の間で締結する契約書のレビューの依頼があったのは、本件旅行商品の催行開始後の 2020 年 11 月 28 日以降であり、最終的に AA 社と TBK 社の間で締結する契約書が稟議にかけられたのは、同年 12 月 28 日になってからであった。

契約書のレビューの依頼を受けたコーポレート部門からは、グローバルアライアンス部門に対し、旅行者（宿泊付研修参加者）に実際には宿泊しない者があった場合の取扱いについて確認を求めたが、前澤氏は、実際には平林氏から宿泊代金が支払われていれば GoTo 給付金の対象となる（又は対象となる可能性がある）という情報を得ていたに留まるにもかかわらず、確認済みである旨の回答をしてしまっていた。

また、契約書のレビューの依頼を受けた TBK 社のコーポレート部門からグローバルアライアンス部門に対しては、本件旅行商品に係る取引スキームについても、複数の疑問が呈せられたが、既に催行が開始してしまっていることもあって、結局、契約又は取引スキームの見直し又は修正には至らなかった。

これらの経緯は、仮に、グローバルアライアンス部門が、社内規程を遵守して、AA 社と TBK 社の間で本件旅行商品に係る契約が成立する前に、コーポレート部門に対して契約のレビューを依頼し、契約書を稟議に上程していれば、GoTo 給付金の給付要件、旅行代金の回収リスク、取引スキームの不自然さ・特殊性についても

認識でき、前記(1)から(3)までに述べた原因の全部又は一部が解消された可能性があったことを窺わせる。

3. 再発防止策

(1) 各種申請、届出等の要件の確認プロセスの改善

前記 2.(1)に分析した原因に鑑みると、TBK 社においては、まず、補助金、給付金等を含め、行政当局に対する申請、届出、申出等によるものについては、あらかじめその要件を確認して関係者に周知させたいえ、個別の申請等又は申請等に係る個別の取引を行うにあたって、要件を充足しているか否かを複数の担当者又は部署において検証するプロセスを設けるべきであると考えます。

(2) 与信管理プロセスの改善

前記 2.(2)に分析した原因に鑑みると、TBK 社においては、与信管理規程を見直し、与信期間のみならず与信金額をも考慮した形で与信限度及び決裁基準を定めておくことが望ましいと考えます。

(3) コンプライアンス意識・リスク意識の向上

前記 2.(3)に分析した原因に鑑みると、個別の取引・商品の実行・販売にあたっては、取引全体・商品全体を多角的に観察して、実現可能性があるか、コンプライアンス上の問題がないか、いかなるリスクがありうるかといったことを、常に分析・検証する姿勢・意識が必要である。

このような姿勢・意識は、一朝一夕に向上したり徹底したりできるものではないが、諦めることなく社内研修等を実施することが必要であり、社内研修等の効果を高めるためには、本件のような実例をもってケーススタディを行うとともに、それぞれの実例において会社が実際に被った損害の大きさを示すことなども検討に値すると思われる。

(4) 適時の社内規程・社内プロセスの徹底

前記 2.(4)に分析した原因に鑑みると、個別の取引・商品の実行・販売にあたっては、コーポレート部門によるチェック、稟議の上程等のプロセスが適時に行われるよう、改めて社内規程・社内プロセスを徹底させる必要がある。

本件旅行商品については、2020年11月5日までに旅行者（宿泊付研修参加者）の募集まで完了する必要があるという背景はあるものの、必要な社内規程・社内プロセスを時間的に履践できないような場合は、むしろ取引を断念するといった英断も必要な場合があると思われる。

以上

聴取対象者一覧

高山氏
前澤氏
菊池氏
山崎氏
志村氏
岩田氏
aa 氏
平林氏

本件旅行商品に関連する取引の概要

別紙2

